

予約専用ダイヤル 075-255-2566

裁判のこと



訪問販売で買った布団を
解約・返品したいのですが。



預けていた敷金が
返ってきません。



知り合いに貸したお金が返ってこないのですが。



司法書士は裁判でもお役に立ちます。簡易裁判所の管轄事件(訴額140万円以下)では、司法書士が訴訟代理人として法廷に立つことができます。民事の紛争(紛争の目的の価額が140万円以下)の場合、司法書士があなたの代わりに示談交渉を行うことができます。それらの法律相談を含めお気軽にお問い合わせください。

借金のこと



多額の借金があり
返済に困っています。



借金の問題は必ず解決することが出来ます。司法書士は破産申立書や民事再生申立書など、裁判所に提出する書類を作成いたします。一人で悩まずにまずご相談ください。